

## 千葉市大規模マンション居住者に係る優先的な利用調整 の対象となる保育施設の要件を定める要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、効率的かつ効果的に大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応した保育施設の整備を図るため、大規模マンションに居住する児童について、当該大規模マンション内(当該大規模マンションの敷地内及び隣接する場所を含む。以下同じ。)に設置された保育施設の利用希望があった場合に、市長が行う利用調整における優先的な取扱い(以下「優先的な利用調整」という。)の対象となる保育施設について定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模マンション 共同住宅の用に供する建築物(他の用途を兼ねる建築物を含む。)であって、当該建築物の住戸(その床面積が29平方メートル以下の住戸を除く。以下同じ。)の総数(同一の事業計画において、複数の共同住宅の用に供する建築物がある場合にあっては、その合計戸数)が500戸以上のものをいう。
- (2) 事業者 大規模マンションの建築主(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第16号に規定する建築主をいう。)で国又は地方公共団体以外の者をいう。
- (3) 保育施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

### (優先的な利用調整の対象となる保育施設)

第3条 優先的な利用調整の対象となる保育施設は、大規模マンション内に設置される保育施設であって、次の各号のいずれにも該当する保育施設とする。

- (1) 入居の開始が可能となる日から起算して1年以内に設置されること
- (2) 設置場所が、本市内であって、当該大規模マンション内にあること
- (3) 事業者が第4条に定める届出を行ったこと
- (4) 設置日(同一の事業計画において、複数の共同住宅の用に供する建築物がある場合にあっては、最後に建築された建築物の入居の開始が可能となる日)から起算して5年以内であること

### (保育施設設置の届出)

第4条 事業者は、大規模マンション内に設置される保育施設が優先的な利用調整の対象となることを希望する場合、当該利用調整の対象となる最初の新規利用申請の開始の日の前日までに、市長に対して次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 事業者の名称、所在地及び代表者の氏名

- (2) 大規模マンションの名称、所在地及び住居の戸数
- (3) 設置する保育施設の名称、所在地、予定定員及び保育施設設置予定年月日
- (4) 保育施設の運営予定事業者の名称、所在地及び代表者の氏名

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な項目は、こども未来局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年10月12日から施行し、平成41年3月31日をもってその効力を失う。

## 大規模マンション内への保育施設設置届出書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地  
法人名  
代表者名

千葉市大規模マンション居住者に係る優先的な利用調整の対象となる保育施設の要件を定める要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

## 1 大規模マンション

名称(仮称)	
所在地	
住戸の予定戸数	

## 2 保育施設

名称(仮称)	
所在地	
予定定員	
保育施設設置予定年月日	

## 3 運営予定事業者

名称	
所在地	
代表者名	